

知って得する!

法律コラム



弁護士 佐々木康之郎

社長が急死！会社はどうなる？

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

1 その日は突然やってくる

双葉次郎は、よつば商事の総務部長として長年会社を支えてきた。自宅で晩酌を楽しんでいると、社長夫人から急報が。社長が急逝したとのことである。ショックとともに、「社員や取引先にはどう伝えよう…社葬の手配も必要だ。資金繰りは大丈夫だろうか…」と不安は尽きない。

翌朝、社長の長男であり事業部長の葉太郎と打ち合わせを行い、葉太郎が代表取締役を引き継ぐことになった。「でも選任手続はどうしたらよいのだろうか…」

2 代表取締役の選定方法

代表取締役は会社の心臓ともいえる存在であり、その選定は最優先事項です。選定方法は会社の機関構成によって異なります。

(1) 取締役会がある場合

取締役会設置会社であれば、残された取締役で取締役会を開催し、その中から代表取締役を選定します(ただし定足数には注意が必要です)。取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があれば、招集手続を省略できます。

(2) 取締役会がない場合

取締役会が存在せず、取締役が複数名いる場合は、定款を見て代表取締役の選定方法を確認します。中小企業では、代表取締役は、取締役の「互選によって定める」とされていることが少なくありません。この場合は、残された取締役で代表取締役を決定します。しかし、取締役が2名しかおらず、うち1名が亡くなった場合、残りの1名が自動的に代表取締役になれるとは限りません。定款内容により対応方法が異なるため慎重な判断が必要です。

これに対し、取締役が亡くなった代表者1名のみであった場合、株主総会を開催して新たに取締役を選任する必要があります。

よつば商事は、亡くなった社長が唯一の代表取締役であり取締役であった。「取締役が1名しかいない

と、万が一の際に会社が機能不全になると社長にはあれほど伝えたのに…株主総会を開催している暇などあるだろうか。」

3 株主の特定

取締役の選任は、株主総会で決議をする必要があります。中小企業では、株式の大半を亡くなった代表取締役が保有していることが少なくありません。株式も相続財産となるため、誰が株式を相続するかが重要となります。

(1) まずは遺言書を探しましょう

遺言書に、誰に株式を相続させるか定めがあれば、指定された者を株主として扱います。

(2) 遺言書がない場合

遺言書がなければ、株式を含めた相続財産の分割協議をする必要があります。分割方法が決まるまでは、株式は相続人間で暫定的に共有している状態となります。

この場合、会社は相続人に対し、株主として権利を行使する者1名を指定するよう求めることができます。権利行使者が決まれば、その者に議決権を行使してもらうことになります。

4 どうなる!?よつば商事

「社長の相続人は奥様・長男・次男のほかにも、愛人との間に認知した隠し子もいる。奥様はこのことを知らないが、これで明るみになるだろう。加えて長男と次男は犬猿の仲だ。遺産分割はおろか、株式の権利行使者も定まらず、社長も決められないのではなからうか。せめて遺言書さえ残してくれていれば……転職しようかな……」。

このような窮地に陥らないよう、社長が亡くなった場合にどうなるか、一度シミュレーションをしてみたいかがでしょうか。「子供にはもう十分与えてやった。俺が死んでも相続で揉めるはずはない！」そう思っているのはあなただけかもしれません。